

監査報告書における情報価値

—KAM とその他開示情報との関係性について—

The Informational Value of Key Audit Matters in the Auditor's Report: Relationship between Key Audit Matters and other disclosures

鉛 山 友紀子

Yukiko NAMARIYAMA

はじめに

2018年7月に「監査基準の改訂に関する意見書」¹が公表され、我が国においても、2021年3月期決算から監査報告書に「監査上の主要な検討事項」(Key Audit Matters, 以下「KAM」)²の記載が求められることとなった。これは、かねてより監査意見の表明に際し、その結果に至るプロセスに対する情報が不十分であり監査人による監査手続が見えにくいとの指摘があっており³、このことに対応し監査の信頼性を確保するための取組みの一環である。これにより、監査意見を簡潔明瞭にする枠組みは基本的に維持しつつも、監査プロセスの透明性を向上させることを目的に監査人が、当年度の財務諸表の監査において、特に重要であると判断した事項を KAM として監査報告書に記載するという監査基準の改訂が国際的に行われているものである。

KAM とは、監査人が監査を行う過程で重要であると判断した事項を記載するものであり、企業が直面している事業リスク等を直接的に反映することを目的とはしていない。しかし、財務諸表監査では、リスク・アプローチ⁴が採用されており、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを含む広義の事業リスク等を監査人が解し識別することは重要である⁵。

これは、財務諸表への記載がなかったとしても財務情報に影響を及ぼす可能性があり、直接的に KAM の記載内容となり得るような事業リスク等が含まれている場合もあるからである。更に、戦略・運用・金融・コンプライアンス等のリスクは、財務リスクや財務諸表に直接的に影響するものではないが、間接的に影響を及ぼす可能性があり、結果的に KAM と関係している可能性は否定できない⁶。この点を踏まえ、

¹ 企業会計審議会 (2018) 1-14頁

² 2017年6月には、PCAOBにおいてもAS3101が改訂され「監査上の重要な事項」の記載が求められることとなった。KAM及び「監査上の重要な事項」(Critical Audit Matters, 以下「CAM」)のどちらも監査人が統治責任者及び監査委員会とコミュニケーションを行った事項からの選択される特質は同じである。そこで、本稿ではKAMとCAMを同義として扱う。甲斐幸子 (2017) 41-42頁

³ 甲斐幸子 (2017) 33頁

⁴ リスク・アプローチに基づく監査は、重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効率的かつ効果的に実施するものである。監査法規集 (2015) 15頁

⁵ 町田祥弘他 (2019) 294-296頁

⁶ 町田祥弘他 (2019) 294-296頁

KAM は、財務諸表を作成する際の重要な会計方針・見積りや企業の主要なリスク情報等の企業におけるその他開示情報と切り離して論じることはできないであろう⁷。言い換えると、事業リスク等を含む企業情報の開示においては、整合性のとれた開示が必要であると考えられる。そこで、本稿においては、我が国における KAM とリスク情報等含むその他開示情報との関係性について考察を加えることとする。

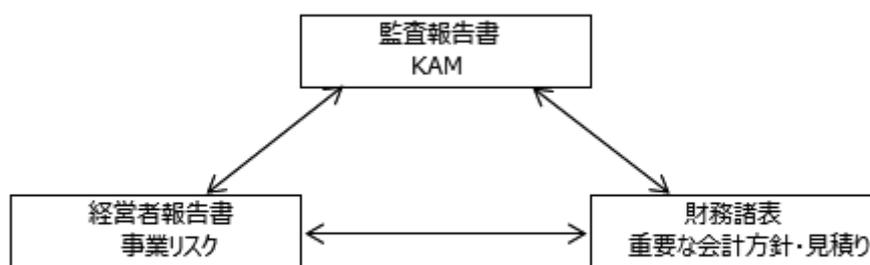
第1章 KAM と事業リスク等のその他開示情報との関係性

KAM とは監査人が監査を行う過程で特に注意を払った事項であり、監査役等とコミュニケーションを行った事項から選定される。特に注意を払った事項の中には、特別な検討を必要とするリスクもしくは重要な虚偽表示リスクの高い領域、経営者の重要な判断を伴うもの、当年度に発生した重要な事象または取引等が含まれる⁸。この KAM とは、直接的に事業リスクを選定し記載するものではないが、財務諸表に含まれる重要な会計方針・のれんの評価を含めた見積りや事業リスク等と密接に結びついた項目が記載される可能性は否定できない。

しかし、監査報告書における情報価値を高めるためには、企業から開示されているその他開示情報と一体的な開示が必要となることは想像に難くない。投資者等の情報利用者は、財務諸表及び財務諸表関連の財務情報に加えて、ビジネスモデル、環境、社会、人権等にかかる企業の方針や実施結果、リスク、将来見通し情報など企業の多様な情報に一体的に興味を示すようになってきており⁹、KAM の記載においても同様のことが言えるであろう。

このようなその他開示情報における関係性について、Brouwer は以下図表 1 のような相互関係が存在する¹⁰と述べており、この関係性こそが整合性のとれた企業情報の開示を可能とし、監査報告書利用者（以下「利用者」）に対する KAM の情報価値向上に寄与することになると考えられる。このことを踏まえ、オランダにおける先行研究の事例を明示した上で、次章以降において、我が国における KAM と財務諸表における重要な会計方針・見積り・事業リスク等やその他開示情報における関係性を明らかにしていくこととする。

図表 1：KAM と財務諸表における重要な会計方針・見積り及び事業リスクの関係性



出典：Brouwer et al. (2016) 訳文：町田祥弘他 (2019)

⁷ Brouwer et al. (2016)・町田祥弘他 (2019) 294-296頁

⁸ 結城秀彦 (2020) 58-59頁

⁹ 町田祥弘他 (2019) 301頁

¹⁰ Brouwer et al. (2016)・町田祥弘他 (2019) 294-299頁

第2章 オランダにおける「情報開示」の実態

オランダにおいては、より有用な監査報告書の開示を目的とし、国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) より先行して制度改革が開始されており、オランダ勅許会計士協会 (Nederlandse Beroepsorganisatie van Accountants, 以下「オランダNBA」) は、2014年に、「社会的影響度の高い事業体」(public interest entity, 以下「PIE 企業」) を対象とし、NV COS 702N である「社会的影響の大きい事業体の完全な一組の一般目的財務諸表の監査報告に関する付則」の導入を公表している¹¹。

第1節 オランダにおける実態分析

オランダにおける KAM と財務諸表における重要な会計方針・見積り及び事業リスク等の関係性であるが、AEX-Index 及び AMX-Index を構成する上場企業における調査¹²より、監査報告書に記載された KAM の約3分の2は、企業が開示した事業リスクに関連する(直接的・間接的いずれも含む)ものであると指摘されている。更に、宮本教授による AEX-Index 構成銘柄の発行企業21社の開示実態分析¹³(2017年度)において、図表2に示されている通り KAM との関係性において、23.1%が重要な会計方針・見積りと関

図表2：AEX 上場企業における KAM

KAM の内容	数	重要な会計方針・ 見積り (A)	事業リスク (B)	(A) / (B) 記載あり	経営者報告書 記載なし
貸借対照表関係					
繰延税金等	11	2	3		6
のれんの評価 (減損含む)	13	3	2		8
のれん以外の資産評価	13	6	0		7
苦情・訴訟引当金	4	0	1		3
年金引当金	2	1	1		0
リストラ引当金	2	0	1		1
その他引当金	3	1	1	1	2
子会社投資	1	0	0		1
その他 B/S	11	2	2		7
損益計算書関係					
収益認識	12	6	2	1	5
売却益	1	0	0		1
財務諸表全体に関わるもの					
事業取得・売却	9	0	6		3
内部統制 (IT)	6	0	3		3
内部統制 (IT 以外)	3	0	0		3
内容別総数	91	21	22	2	50
KAM 合計数	86				
KAM 平均値	4.1				

出典：林隆敏他 (2019)

¹¹ NV COS (Nadere voorschriften controle-en overige standaarden)：監査・保証等に関する基準 林隆敏他 (2019) 80-96頁

¹² Brouwer et al. (2014)・町田祥弘他 (2019) 295頁

¹³ 林隆敏他 (2019) 92-94頁

係し、24.2%が事業リスクと関係する内容であったとしている。一方で、その他開示情報として企業が開示をしていない情報についても、監査人がKAMとして記載する場合があります、その比率は、図表2からも分かるが、54.9%であったようである。しかし、重要な会計方針・見積りと事業リスクにおける相互開示は2件(2.2%)に留まっていることが明らかとなったとしている。

第3章 我が国における実態分析

我が国においては、2021年3月期決算から導入されるKAMの記載であるが、2020年3月期より早期適用も可能であり、2020年9月末時点において該当する適応会社は48社であった。このKAMの導入は、監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることを目的とするものである¹⁴が、利用者が求めている「情報」とはどのようなものかに留意した上で、開示を行うことで更なる情報価値向上の効果が期待できるのではないかと考える。この点に関し、ディスクロージャーワーキング・グループの報告¹⁵において「企業情報の開示は、投資家の投資判断の基礎となる情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められる」としている。更に、記述情報は、企業の財務状況や事業状況を理解するために必要な情報であり、①投資家が経営者の視点から企業を理解するための情報の提供 ②財務情報全体を分析するための文脈の提供 ③業績予想を行うための企業収益やキャッシュ・フローの性質やそれらを生み出す基盤についての情報の提供が必要であるとし、この記述情報が、有価証券報告書に適切に開示されることが重要であると述べている。

そこで本章では、まずこのディスクロージャー制度拡充の現状を確認した上で、オランダの先行研究と同様にKAMと財務諸表における重要な会計方針・見積り及び事業リスク等の関係性について、早期適用会社(48社)を用い実態を明らかにしていくこととする。

第1節 財務情報及び記述情報の充実

2017年よりディスクロージャーワーキング・グループにおいて企業情報の開示の在り方について検討が行われており、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—」が公表された。この報告による ①財務情報及び記述情報の充実 ②建設的な対話の促進に向けた情報の提供 ③情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組に対し適切な制度整備を行うべきであるとの提言を受け、2019年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」¹⁶(以下、「内閣府令」)が公布されるに至った。

この①財務情報及び記述情報の充実¹⁷への対応とし、有価証券報告書において以下3点の記載が求められている。

- (1) 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載
- (2) 事業等のリスクについて、顕著化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明

¹⁴ 日本公認会計士協会(2020a) 1頁

¹⁵ 金融審議会(2018) 1頁

¹⁶ 金融庁(2019)

¹⁷ 本稿では、KAMとその他開示情報との関係性を明らかにするべく、①財務情報及び記述情報の充実に対してのみ言及することとする。

(3) 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載

この開示の拡充による記載情報は、従来から統合報告書¹⁸での記載を契機とした価値創造ストーリーと親和性が高い部分であり、有価証券報告書と統合報告書との記載内容の共通部分が増えていくことが想定される¹⁹。また、取締役会や経営会議での議論を適切に反映するうえで、経営方針、経営戦略等、経営成績等の分析、そしてリスク情報等について更なる開示内容の充実が求められているのである²⁰。

この点を踏まえると、我が国の KAM 記載におけるその他開示情報と有価証券報告書との記載情報に対し、どの程度の整合性があるのかが重要な論点となるであろう。そこで、我が国における KAM の早期適応企業に対する情報の相互関係性に関して確認していくこととする。

第2節 我が国における KAM 早期適用企業の実態

我が国においても、2021年3月期から適用が開始される KAM であるが、2020年3月期（米国 SEC 登録企業は2019年12月期）から KAM の早期適応が開始されている。これを受け、2020年9月末時点で早期適応による記載を行った企業数は48社であり図表3の通り KAM の記載（連結財務諸表）個数は、102件であった²¹。

図表3：監査領域別における KAM の個数に関する分析

監査領域	KAM の個数	
	連結財務諸表	個別財務諸表
固定資産の評価	19	5
のれんの評価	17	0
貸倒引当金の見積り	11	4
収益認識	10	8
引当金の見積り（貸倒引当金以外）	8	5
組織再編	8	1
金融商品の評価	7	1
繰延税金資産の評価	6	1
棚卸資産の評価	4	2
IT システムの評価	2	3
新型コロナウイルス感染症の拡大による影響	1	0
関連会社株式の評価	0	16
その他	9	2
計	102	48

出典：日本公認会計士協会（2020a）

更に、KAM の記載と企業による情報開示との関連性は、図表4からも分かるが企業による未公表の情報に関しての開示が行われた事例はあまりみられなかった。これは、KAM の記載に至る過程で財務諸表作成者と監査人との間で協議が行われ、記述情報や注記事項の拡充が図られた結果であるとされている²²。

¹⁸ 我が国において、オランダ同様の経営者報告書に該当するものがないため、統合報告書を「その他企業情報」に含めることとする。

¹⁹ 神山清雄他（2020）4-5頁

²⁰ 神山清雄他（2020）4-5頁

²¹ 日本公認会計士協会（2020a）3-5頁

²² 日本公認会計士協会（2020a）6-9頁

図表4：KAMの記載と企業による情報開示との関連

	早期適用企業の事例調査	
	日本基準	IFRS又は 米国会計基準
a. 監査対象の財務諸表に記載されている情報に基づき、当該企業に固有の状況を記載できた。	28 (51.9%)	39 (81.2%)
b. 財務諸表に開示のない情報ではあるが、企業が公表している情報を利用して、当該企業の監査に固有の状況を記載出来た。	22 (40.7%)	6 (12.5%)
c. 当該企業の監査に固有の状況を記載しようとする、企業が未公表の情報を記載せざるを得なかった。	1 (1.9%)	0 (0.00%)
d. その他	3 (5.5%)	3 (6.3%)
合計	54 (100.0%)	48 (100.0%)

出典：日本公認会計士協会（2020b）

この点に関して、監査人に対するアンケート調査²³の結果から「KAMの記載と会社の開示との整合性に多くの検討時間を費やすとともに、KAMの文案の修正都度、監査役等と経営者の双方に対してコミュニケーションを行うことから、想定よりも多くの時間を必要とした。」「経理部と異なる部署で記述情報の作成が行われる場合、監査やKAMに関する理解を得るために、追加の協議が必要となった」等の回答があり、企業の公表している情報との整合性の在り方や部署間におけるコミュニケーションに関する更なる課題も浮き彫りとなった。

第3節 「記述情報」の拡充に向けた意識調査に関して

「記述情報」の拡充が行われていく中で、企業側の取組みに関しKPMGの調査²⁴より興味深い結果が公表されている。その他開示情報拡充の実現に向けての課題はどのようなものがあるかとの問いに対し、「他のレポートとの整合性の確保」の回答は全体の3%に留まっているのである。また、有価証券報告書、統合報告の作成部門はどの程度連携しているか、との問いに対し、次の図表5が示す通り58%が「部分的に情報共有している」「特に連携はしていないが互いのレポートは読んでいる」「連携はこれからである」と回答している。

²³ 調査方法：KAM早期適応を行った監査チームに対し、インタビュー・メール等によるアンケート調査

調査内容：企業とのコミュニケーション、KAMの選定と記載内容、注記事項における未公表情報の取り扱いについての調査を実施。日本公認会計士協会（2020b）83-100頁

²⁴ 調査方法：セミナー会場、受講登録時・セミナー中におけるアンケート調査

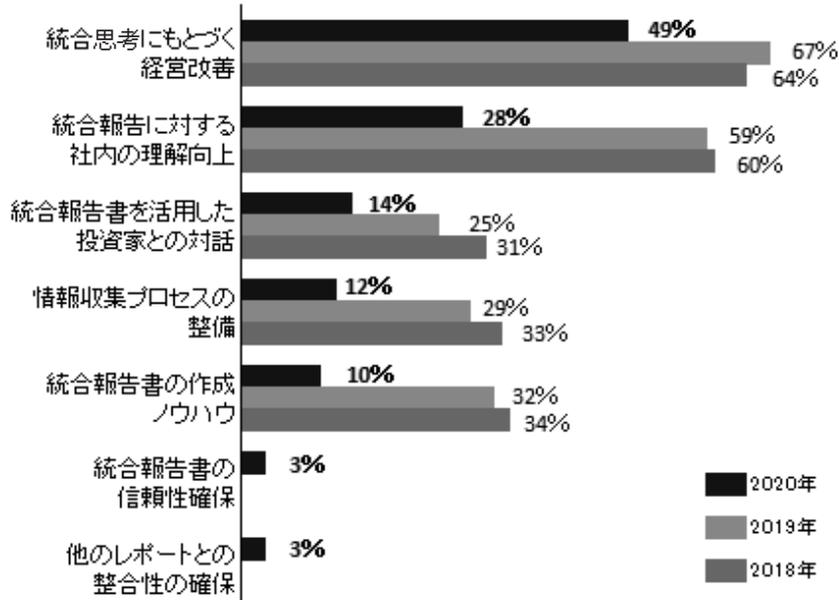
調査期間：2012年12月～2020年4月

調査対象：KPMG ジャパン統合報告センター・オブ・エクセレンス（CoE）主催のセミナー参加者のべ2,810名

回答者：のべ2,342名（83%）

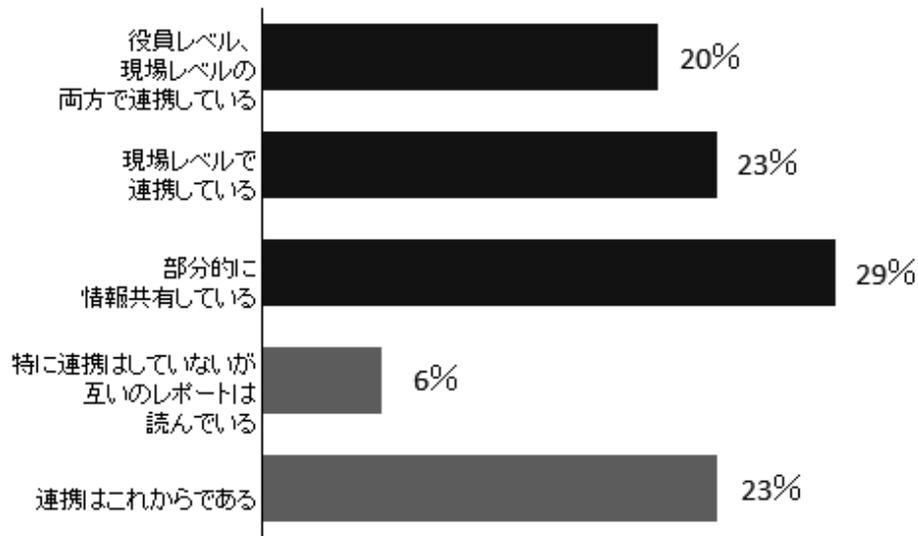
KPMG ジャパン統合報告センター・オブ・エクセレンス（CoE）（2020）2-6頁

図表5：「統合報告」の実現にあたっての課題は？



出典：KPMG ジャパン統合報告センター・オブ・エクセレンス（2020）

図表6：「記述情報」の拡充に向け、有価証券報告書、統合報告書の作成部門はどの程度連携しているか？



出典：KPMG ジャパン統合報告センター・オブ・エクセレンス（2020）

図表5・図表6の調査結果からも伺えることは、財務諸表及び統合報告書や他レポートとの整合性のとれた企業情報の開示に関しては、監査人によるKAM記載時における整合性の考慮だけに留まらず、企業側の開示の在り方に関しても更なる対応の検討が必要となるのではないかとのことである。これは、KAM導入後に期待できる効果であるが、経営者、監査役等と監査人との深度あるコミュニケーションにより、更なる情報の「質」の向上に繋ることになると考えるのである。

むすび

オランダにおける先行研究においては、監査人独自の情報に対する記載が半数を上回っており、監査人が監査報告書に多様な情報を自主的に記載していることが明らかとなっている。この自主的な情報の開示

こそ、利用者が求めている「情報」であり、監査人と利用者との間の期待ギャップ²⁵の縮小に役立つであろうと考えられる。しかし、監査報告書における「情報」価値の向上においては、その他開示情報との整合性や一貫性が必要であり、その点を踏まえた上で開示を行うことで、監査人独自の「情報」の価値が成立し得ると考えられるのである。

これは、KAMの導入により監査報告書の情報価値向上に繋がることは言うまでもないが、企業リスクマネジメントへの信頼性を高め、ひいては中長期的な企業価値向上につなげるためにも、監査報告書と有価証券報告書及びその他開示情報における「情報」の関連性と相互における情報価値を認識することが重要である。

だが、我が国におけるKAM及び有価証券報告書やその他開示情報によるリスク情報等の開示状況の相互関係は、オランダの先行研究と比較すると改善の余地があると考えられる。この点に関しては、KAMの早期適用会社の半数以上が日本の会計基準を採用しており、内閣府令による「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」より会計上の見積りやその仮定について財務諸表への追記が求められることになったことも踏まえると、我が国における情報開示への状況も一歩前進したと言えよう²⁶。

これは、利用者からするとKAMによる開示情報の拡充は、不正会計のリスク低減やKAMでの対話をきっかけとしてガバナンスの整備や運用状況について企業との議論の活性化等に繋がることになるため歓迎されるであろう。言い換えると、KAMは、有価証券報告書及びその他開示情報と関連性を持たせることで更なる注意を喚起させることになり、彼らの意思決定へ貢献できるのである。

しかし、利用者に対しKAMの記載イコール不正会計の可能性が高い、減損リスクが高い等と勘違いが起こらないようしなければならない。利用者は、公表された情報を深読みする傾向にあり、株式市場を混乱させることになりかねない²⁷からである。KAMを媒介とした有価証券報告書とその他開示情報との関係性と不正会計に対する防止策としての情報開示における整合性は、重要な論点となる。そして、整合性とれた情報の開示を行うためには、情報の「質」に対しても言及する必要があると考える。この点については、本稿では言及できなかったが、今後取り上げたい。

参考文献

- Brouwer Arjan, Peter Eimers, Jos de Groot, Frans de Groot (2014) *Klare taal! Benchmark controleverklaring 'nieuwe stijl' onder Nederlandse beursfondsen*, PWC
- Brouwer Arjan, Peter Eimers en Henk Langendijk (2016) *De kernpunten uit de uitgebreide controleverklaring in relatie tot de risico's in het bestuursverslag en de schattingen en oordelen in de toelichting*, Maandblad Voor Accountancy en Bedrijfseconomie 90 (11) : 503-502
- 大瀧晃栄 (2020) 「投資家からみたKAMの有用性と今後への期待」『企業会計』Vol.72 No.11
- 甲斐幸子 (2017) 「米国公開企業会計監視委員会 監査報告書に関する新しい監査基準～監査の透明性の向上に向けて～」『会計・監査ジャーナル』No.746
- 神山清雄・郷原聡志 (2020) 「日本企業の統合報告に関する調査からの考察2019～投資家との建設的な対話のために～」『KPMG Insight KPMG Newsletter』Vol.42
- 企業会計審議会 (2018) 「監査基準の改訂に関する意見書」
- 金融審議会 (2018) 「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—」
- 金融庁 (2019) 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について
<<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html>> (最終閲覧日2021年1月5日)
- KPMG ジャパン統合報告センター・オブ・エクセレンス (CoE) (2020) 「日本企業の統合報告の取組みに関する意識調査

²⁵ 社会における監査に対する期待と、監査人が実際に行う監査の内容にずれ（ギャップ）が生じている現象。長吉眞一他 (2013) 62-65頁

²⁶ 住田清芽 (2020) 44-48頁

²⁷ 大瀧晃栄 (2020) 71頁

2020～KPMG ジャパン統合報告セミナーアンケート結果より～

三宮朋広（2019）「記述情報の開示に関する原則の解説」『KPMG Insight KPMG Newsletter』Vol.37

住田清芽（2020）「早期適用企業の KAM 開示分析」『企業会計』Vol.72 No.11

中央経済社編（2015）『監査法規集（第4版）』中央経済社

長吉眞一・伊藤龍峰・北川久恵・井上善弘・岸 牧人・異島須賀子（2013）『監査論入門』中央経済社

町田祥弘編著（2019）「監査の品質に関する研究」同文館出版

日本公認会計士協会（2020a）「「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例分析レポート」『監査基準委員会研究資料第1号』

日本公認会計士協会（2020b）「「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例分析レポート別紙3～6」『監査基準委員会研究資料第1号』

林 隆敏編著（2019）「監査報告の変革—欧州企業の KAM 事例分析」中央経済社

結城秀彦（2020）「監査人の8つの課題—KAM 早期適用を踏まえて」『企業会計』Vol.72 No.11